

○（参考）貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規） 廃止制定比較表

（傍線部分は改正部分）

制定	廃止
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年月日</p> <p style="text-align: center;">貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>経済産業省は、下記1. に掲げる対象事業者に対し、「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について」（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号）に基づき、貯水池及び調整池堆砂状況報告並びにダム漏水状況報告（電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第27号）により廃止されたものをいう。）を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条に基づく保安規程の「事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること」として、記録の保管を求めているところであるが、今後は、下記のとおり対応することを求めることとする。</p> <p>なお、必要に応じて、経済産業省から対象事業者に対し、下記2. の記録内容の報告を求めることがある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象事業者 （1）・（2）（略） （3）（削る）</p> <p>2. 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容</p>	<p style="text-align: right;">平成16・03・26原院第3号 平成16年3月31日</p> <p style="text-align: center;">貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について</p> <p style="text-align: center;">経済産業省原子力安全・保安院 NISA-234b-04-1</p> <p>原子力安全・保安院は、平成16年4月1日から施行される電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第27号）により廃止される改正前の電気関係報告規則第2条に規定されていた定期報告（以下「廃止定期報告」という。）について、下記1. に掲げる対象となる事業者に対し、以下のとおり対応することを求めることとする。</p> <p>廃止定期報告のうち、2. の内容については、その記録の重要性にかんがみ、電気事業法施行規則第50条第1項第7号に関する事項として記録すること。また、この点につき必要に応じて電気事業法第42条第2項の規定に基づき、保安規程を変更して経済産業大臣又は経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。）に届け出ること。</p> <p>1. 対象となる事業者 （1）・（2）（略） （3）電気保安年報 電気事業者</p> <p>2. 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容</p>

制定	廃止
<p>(1) 貯水池及び調整池堆砂状況報告 別添1の様式に記載される事項について、年1回を基本として各貯水池及び調整池毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。</p> <p>(2) ダム漏水状況報告 別添2の様式に記載される事項について、備考3を基本として<u>それぞれのダム毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。</u></p> <p><u>なお、上記(1)及び(2)の報告について、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく同等の内容の記録がある場合は、別添1及び別添2の様式にかかわらず、当該記録をもって代用することができる。</u></p> <p><u>(3) (削る)</u></p> <p><u>3. (削る)</u></p> <p>別添1・別添2 (略)</p> <p>別添3 <u>(削る)</u></p> <p><u>附 則 (20160401 商局第1号)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行の日の前の事項に関する記録の保管については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について(平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号)は廃止する。</u></p>	<p>(1) 貯水池及び調整池堆砂状況報告 別添1の様式<u>(廃止定期報告の様式第6「貯水池及び調整池堆砂状況報告」)</u>に記載される事項について、年1回を基本として各貯水池及び調整池毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。</p> <p>(2) ダム漏水状況報告 別添2の様式<u>(廃止定期報告の様式第7「ダム漏水状況報告」)</u>に記載される事項について、備考3を基本として<u>各ダム毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 電気保安年報</u> <u>別添3の様式(廃止定期報告の様式第8第2表から第13表まで)に従い、毎年4月1日から翌年3月末日までに発生した事故に関して取りまとめ、当該記録を5年間保管すること。</u></p> <p><u>3. 保安規程の変更の届出期限</u> <u>平成16年6月末日まで</u></p> <p>別添1・別添2 (略)</p> <p>別添3 (別添※)</p>

(※) 現行の別添3については、大部にわたるため、以下のURLのファイルを参照のこと。

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1285301/www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2004/files/160331-7.html>